

解雇や雇止めに関するルールについて

広島労働局 雇用環境・均等室

労働契約法は労働契約に関する基本的なルールを規定した法律です。

安心して働ける環境は、働く人のみならず、企業にも大きなメリットがありますので、適切な労務管理を実施していただくようお願いいたします。

I 無期労働契約への転換のルール

同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

II 「解雇・雇止め」に関するルール

解雇及び過去に反復更新され雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められる等一定の有期労働契約の雇止めは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効となります。（労働契約法第16条、第19条）

労働局では、事業主と労働者間の個別紛争の解決援助を行っています。

事業主からの申出も可能ですので、お気軽にご相談ください

広島労働局雇用環境・均等室

広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎第2号館5階

電話（082）221-9247

三旗(安全旗、労働衛生旗、安全衛生旗)掲げかえ運動の協力のお願い

中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当センターの業務運営につきましては、日ごろから格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害の減少傾向に鈍化が見られる中、新たな労働災害防止活動のツールとして労働安全衛生マネジメントシステムの構築、リスクアセスメントの定着などが急がれています。また、毎年、安全週間、労働衛生週間、年末年始無災害運動が展開されています。

しかし、安全衛生の入り口であり、また、「目で観る安全衛生」の基本である安全旗・労働衛生旗・安全衛生旗の知名度があまりにも低く、標記運動の提唱と周知を行いたいと思います。

ご多忙中と存じますが、趣旨をご理解いただき、標記運動にご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 詳細は、<https://www.jisha.or.jp/chushikoku/pdf/flag3.pdf> をご覧ください。

主催：中央労働災害防止協会

中国四国安全衛生サービスセンター

協力：中国四国9県の労働基準協会(連合会)